⑷　工事内容
　緊急水位低下設備（製作・据付）　主ゲート（ジェットフローゲートφ1.0m）：１門
　副ゲート（高圧スライドゲートφ1.0m）：１門　放流管（φ1.0m～φ1.7m）：１条
鋼製付属設備：１式
【制水ゲート（高圧スライドゲート　純径間2.21m×有効高H2.21m）：１門（製作・据付）】
　利水放流設備１号（製作・据付）　主ゲート（ジェットフローゲートφ0.8m）：１門
　副ゲート（高圧スライドゲートφ0.8m）：１門　放流管（φ0.8m～φ1.6m）：１条
鋼製付属設備：１式
【制水ゲート（高圧スライドゲート　純径間2.08m×有効高2.08m）：１門（製作・据付）】
　利水放流設備２号（製作・据付）　主ゲート（ジェットフローゲートφ0.25m）：１門
　副ゲート（高圧スライドゲートφ0.25m）：１門　放流管（φ0.25m～φ0.4m）：１条
鋼製付属設備：１式
　注釈：【　】の数量は、当該工事に直接関連する他の工事の数量
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和11年１月31日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
２）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。
※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
　紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
５）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
　なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
　また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
８）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。
９）本工事は、月単位の週休２日の取り組みを前提とした試行工事である。
10）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を配置することができる試行工事である。
11）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
12）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
13）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
14）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格の定期受付において、希望工種区分を機械設備工事として、令和７年１月15日までに申請し、令和７年４月１日時点において、上記申請に対して機械設備工事の認定を受けていなければならない。
⑶　建設業法に基づく「鋼構造物工事業」の許可を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記⑶の要件を満たしていること。
⑹　平成21年度以降に元請として完成した工事で、下記１）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい。元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。
１）ダム用ゲートで設計水深25ｍ以上のジェットフローゲート又は高圧スライドゲートを自ら製作し、据付した工事の施工実績を有すること。
⑺　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑻　単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20％以上のものに限る。
⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。
　ただし、配置予定の主任（監理）技術者は、現場施工期間中に専任配置できること。
　また、配置予定の主任（監理）技術者は、工場製作期間と現場施工期間において同一の技術者でなくてもよいが、同一の技術者でない場合は、それぞれの技術者が基準を満たすこと。
　ただし、工場製作期間の技術者は、下記２）の施工経験は必要としない。
　なお、本工事における現場施工期間は、令和７年８月から令和10年12月を予定している。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のいずれかの資格を有する者をいう。
イ）１級建築施工管理技士の資格を有する者。
ロ）１級建築士の資格を有する者。
ハ）技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者。
２）平成21年度以降に、元請として完成した上記⑹に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社